

法律・制度 Monthly Review 2012.8

法律・制度の新しい動き

金融調査部 制度調査課
是枝 俊悟

[要約]

- 2012年8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 8月は、法務省法制審議会が「会社法制の見直しに関する要綱案」を取りまとめたこと（1日）、社会保障・税一体改革関連8法が可決・成立したこと（10日）、東証グループによる大証株TOBの結果が公表されたこと（23日）などが話題になった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○8月のLegal and Tax Report 一覧	2
○8月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック 1	
会社法制見直しの要綱案	4
○今月のトピック 2	
消費税法改正法の内容	8
○レポート要約集	16
○8月の新聞・雑誌記事・TV等	19
○8月の大和総研ウェブサイトコラム	20

◇8月のLegal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
2日	社会保障・税一体改革による家計への影響試算<改訂版> ～2011年と比較した2016年の実質可処分所得を試算～	是枝 俊悟	税制	P. 16
6日	いまさら人には聞けない公開買付け(TOB)のQ&A	横山 淳	金融商品 取引法	P. 23
9日	法律・制度 Monthly Review 2012.7 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 7
22日	会社法制見直しの要綱案	横山 淳	会社法	P. 19
	消費税法改正法の内容 ～消費税率は引上げ、所得課税や相続税・ 贈与税見直しは先送り～	吉井 一洋	税制	P. 19
24日	年金制度の改正法の解説と意見 ～受給資格期間の短縮、 厚生年金と共済年金の一元化など～	是枝 俊悟	税制	P. 20
	IASB・FASBの金融商品会計検討の現状(1) ～金融商品の評価方法について合意～	吉井 一洋	会計	P. 11
	IASB・FASBの金融商品会計検討の現状(2) ～金融資産の減損、FASBが代替案検討へ～	吉井 一洋	会計	P. 5
27日	パーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化 ～ダブル・ギアリングの控除、 2013年3月末より前の発行商品については コンティンジェント・キャピタル条項の有無を考慮せず～	鈴木 利光 金本 悠希	金融制度	P. 12

◇8月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇法務省法制審議会会社法制部会、「会社法制の見直しに関する要綱案」を取りまとめる。 ◇フランス、金融取引税 (FTT) の課税を開始。時価総額 10 億ユーロ以上の上場株式の買付けについて 0.2% の税率で課税。
2日	◇日証協、「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」の第 1 回会合を開催。
3日	◇金融庁、「『株券等の公開買付けに関する Q & A』の追加について」を公表。 ◇参議院にて、「労働契約法の一部を改正する法律」が可決・成立 (10 日公布、施行は原則として公布後 1 年以内の政令指定日)。有期雇用契約での勤務期間が 5 年超で無期雇用に。 ◇金融庁、「野村証券株式会社に対する行政処分について」を公表。法人関係情報の管理態勢に関する問題に関連して、金融商品取引法第 51 条に基づき業務改善命令 (再発防止策の実施、実施状況の定期的報告、実効性の定期的検証など) が出された。
7日	◇金融庁、自己資本比率規制 (第 1 の柱) に関する告示の改正を受けて、金融機関の早期是正措置に関する省令等の一部改正、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正、「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正を公布 (2013 年 3 月 31 日から適用)。 ◇金融庁、「バーゼル 3 に関する追加 Q & A」を公表。 ◇消費者庁、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」を公表 (9 月 6 日まで意見募集)
9日	◇衆議院、内閣不信任決議案を否決。
10日	◇参議院にて、社会保障・税一体改革関連 8 法が可決・成立 (22 日公布)。 ◇金融庁、「SMB C 日興証券株式会社に対する行政処分について」を公表。インサイダー取引の嫌疑で告発された元執行役員の株式取引等に関し、金融商品取引法第 51 条に基づき業務改善命令 (再発防止策の実施、実施状況の定期的報告、実効性の定期的検証など) が出された。
13日	◇金融庁・日銀、米国スワップ規制のクロスボーダー適用に関する CFTC の基本的な考え方をまとめた「解釈ガイダンス案」、及び規制の段階的な遵守に関する「段階的遵守オーダー案」の市中協議文書に対して、CFTC 宛にコメントレターを发出。 ◇財務省財務総合政策研究所、ミャンマー中央銀行と資本市場育成支援に関する覚書を締結。
17日	◇バーゼル委、市中協議文書「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」を公表 (10 月 12 日まで意見募集)。 ◇内閣、「平成 25 年度予算の概算要求組替え基準について」を閣議決定。
21日	◇民主党税制調査会、「平成 25 年度税制改正にかかる基本方針」を公表。
22日	◇IOSCO (証券監督者国際機構)、市中協議文書「効果的な市場監視に対する技術的課題：問題及び規制手段」を公表 (10 月 10 日まで意見募集)。 ◇SEC、MMF への追加規制は行わない旨、アナウンス。
23日	◇東証グループ、大証株の TOB の結果を公表。TOB 後における東証グループの大証株の株券等所有割合が 66.67% となり、決済日の 29 日をもって東証グループは大証を連結子会社とする。
25日	◇IOSCO (証券監督者国際機構)、23 日の SEC のアナウンスにかかわらず、MMF の規制枠組みに関する検討を続行する旨、アナウンス。
28日	◇衆議院、「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」および「平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案」を可決 (参議院では未議決)。 ◇金融庁、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」の第 4 回会合が開催。証券会社・保険会社に対する公的資金の注入が議論の対象に。
29日	◇参議院にて、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立 (施行は原則 2013 年 4 月 1 日)。企業に 65 歳までの雇用確保を義務付け。

◇今月のトピック 1

会社法制見直しの要綱案

2012年8月22日 横山 淳

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/commercial/12082201commercial.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 1 「中間試案」における主な両論併記・三論併記項目

項目	「中間試案」	「要綱案」	備考
社外取締役の選任義務付け	三論併記 A案 公開会社かつ大会社に義務付け B案 有価証券報告書提出義務会社に義務付け C案 現行のまま	義務付け見送り (=C案)	取引所規則による対応を求める
社外取締役等の要件見直し	両論併記 A案 親会社関係者、役職員の親族は不可(兄弟会社、重要な取引先について、なお検討) B案 現行のまま	親会社・兄弟会社等の関係者、役員・重要な職員等の親族は不可 (=修正A案)	重要な取引先との関係者は、「社外」要件から除外されない
会計監査人の選解任等に関する議案及び報酬等	三論併記 A案 監査役会に、会計監査人の選解任議案等、報酬等の決定権限 B案 監査役会に、会計監査人の選解任議案等の決定権限、報酬等の同意権限 C案 現行のまま	監査役会に、会計監査人の選解任議案等の決定権限 (=B案)	報酬等の同意権限は、現行法でも認められている(会社法399条)
多重代表訴訟	両論併記 A案 最終完全親会社の株主による多重代表訴訟制度創設 B案 現行のまま(親会社の子会社に対する監督責任等の明確化について、なお検討)	完全最終親会社の1%以上の株主につき多重代表訴訟制度を設ける (=修正A案)	少数株主権であることを明確化
子会社少数株主に対する親会社等の責任	両論併記 A案 親子会社間の利益相反取引で受けた不利益につき、子会社少数株主が親会社に対して責任追及の訴えを提起できる明文の規定を創設 B案 現行のまま	制度導入見送り (=B案)	

支配株主の異動を伴う 第三者割当	三論併記 A案 原則、株主総会決議 (定款で排除可能だが、3%以上の株主の異議申立があれば、株主総会の省略不可) B案 原則、取締役会決議 (1/4超の株主の反対があれば、株主総会が必要) C案 現行のまま	原則、取締役会決議 (10%以上の株主の反対があれば、株主総会が必要) (=修正B案)	公開会社が対象 会社の存立を維持するため緊急の必要があるときは例外
組織再編等の差止請求	両論併記 A案 法令・定款に違反し、株主が不利益を受けるおそれがあるとき、株主は組織再編の差止請求ができる B案 現行のまま	法令・定款に違反し、株主が不利益を受けるおそれがあるとき、株主は組織再編、株式併合、全部取得条項付種類株式の取得の差止請求ができる (=修正A案)	株式併合、全部取得条項付種類株式の取得も対象

(出所) 「要綱案」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 「監査・監督委員会設置会社」の概要(「要綱案」)

<p>【監査・監督委員会設置会社の機関設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇定款に基づいて、監査・監督委員会を設置する。 ◇取締役会、会計監査人を設置しなければならない。 ◇監査役を置いてはならない。
<p>【監査・監督委員会の構成・機能等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇3人以上の委員(いずれも取締役)によって構成される。 ◇委員の過半数は、社外取締役である。 ◇監査・監督委員は、(社外取締役でない者についても)その会社又は子会社の業務執行取締役、支配人その他の使用人などを兼務してはならない。 ◇監査・監督委員会は、原則、委員会設置会社の監査委員会が有する権限と同様の権限を有する(例えば、委員会による監査は適法性監査のみならず妥当性監査にも及ぶと解されるなど)。 ◇監査・監督委員以外の取締役との利益相反取引について、監査・監督委員会が事前に承認した場合には、取締役の任務懈怠の推定規定を適用しない。
<p>【監査・監督委員の選任・権限等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇監査・監督委員である取締役は、それ以外の取締役とは別に、株主総会決議によって選任する(総会選任型)。また、(監査・監督委員である取締役の)選任議案について、監査・監督委員会は、同意権限等を有する。 ◇各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の選任・解任・辞任について意見を述べるができる。 ◇監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員以外の取締役の選任・解任・辞任について、監査・監督委員会の意見を述べるができる。 ◇監査・監督委員である取締役の任期は2年(その他の取締役の任期は1年)である。 ◇監査・監督委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等とは別に、定款又は株主総会決議によって定める。 ◇各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の報酬等について意見を述べるができる。

<p>◇監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員以外の取締役の報酬等について、監査・監督委員会の意見を述べるができる。</p> <p>◇監査・監督委員は、原則、委員会設置会社の監査委員が有する権限と同様の権限を有する（例えば、委員は取締役の一人として、会社提案の取締役の選解任議案や報酬等議案などの決定を含め、取締役会決議で賛否の一票を投じることができるものと考えられる）。</p>
<p>【取締役会の権限の委任】</p> <p>◇次の場合、取締役会の決議によって、一定の重要な業務執行の決定を取締役に委任可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社外取締役が過半数である場合 又は ・ 取締役決議に基づき委任できる旨を、定款で定めた場合
<p>【監査役（会）設置会社との違い】</p> <p>◇監査役、監査役会が設置されない。</p> <p>◇監査権限は、適法性監査だけではなく、妥当性監査まで及ぶものと考えられる。</p>
<p>【委員会設置会社との違い】</p> <p>◇指名委員会、報酬委員会の設置は強制されない。</p> <p>◇監査委員会と同様の権限を有する監査・監督委員会が設置されるが、その委員の選任方法などが異なる。</p> <p>◇いわゆる業務執行取締役が、業務を執行する（執行役ではない）。</p>

(出所) 「要綱案」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 多重代表訴訟制度（「要綱案」）

訴えを提起できる株主	<p>◇最終完全親会社（注1）の総株主の議決権又は発行済株式の1%以上を保有</p> <p>◇公開会社の場合、6か月前から引き続き上記の割合以上を保有</p>
訴えの対象となる取締役等	<p>◇次のaかつbの要件を満たす子会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、会計監査人、清算人</p> <p>a. 完全子会社（100%子会社）</p> <p>b. 最終完全親会社が有するその子会社の株式の帳簿価額（注2）が、総資産額の1/5超</p>
訴えが認められない場合	<p>ア その訴えが、訴えを提起した株主若しくは第三者の不正な利益を図り、又はその会社若しくはその会社の最終完全親会社に損害を加えることを目的とする場合</p> <p>ロ その訴えに係る責任の原因となった事実によって、最終完全親会社に損害が生じていない場合</p>
訴えまでの流れ	<p>①最終完全親会社の株主が、責任追及の訴えを起こすように子会社に対して請求</p> <p>②子会社が60日以内に訴えを提起しない場合、最終完全親会社の株主が、子会社のために責任追及の訴えを提起</p>
通知手続等	<p>◇最終完全親会社の株主は、訴えを提起したときは、遅滞なく、子会社に対して訴訟告知をする</p> <p>◇子会社は、次の場合には、遅滞なく、その旨を最終完全親会社に通</p>

	<p>知する</p> <ul style="list-style-type: none">・ 最終完全親会社の株主の請求を受けて自ら訴訟を提起したとき・ 最終完全親会社の株主から訴訟告知を受けたとき <p>◇上記の通知を受けた最終完全親会社は、遅滞なく、その旨を公告又は（最終完全親会社の株主に）通知する</p>
--	---

（注1）対象会社の完全親法人である株式会社であって、その完全親会社（株式会社であるものに限る）がないもの。つまり、その企業グループの頂点に立つ100%親会社と考えればわかりやすいだろう。

（注2）いわゆる間接保有（100%子会社経由）の場合は、その最終完全親会社の他の完全子会社が有する対象会社の株式の帳簿価額を含む。

（出所）「要綱案」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

◇今月のトピック 2

消費税法改正法の内容

2012年8月22日 吉井 一洋

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12082201tax.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 1 消費税法改正法の目的（修正前・修正後比較）

	修正前	修正後（可決・成立）
目的	<p>◆世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより<u>支え合う社会を回復</u>することが我が国が直面する重要な課題である。</p> <p>◆そのことに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行う。</p> <p>◆それとともに、</p> <p><u>(1) 所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、</u></p> <p><u>(2) 世代間の早期の資産移転を促進する観点から</u></p> <p><u>所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。</u></p>	<p>◆世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題である。</p> <p>◆そのことに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。</p>

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 消費税の改正内容（修正前・修正後比較）

	修正前	修正後（可決・成立）
税率	◆消費税率（国及び地方）を、2014年4月1日から8%（国税が6.3%、地方消費税が1.7%）、2015年10月1日から10%（国税が7.8%、地方消費税が2.2%）に、段階的に引き上げる。	
使途	◆消費税込（国）は、地方交付税に充当される他、社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策費用）に充てるものとする。	◆同左 ◆民主党・自民党・公明党の2012年6月15日付の「税関係協議結果」（以下、「3党合意」）では、国分の消費税込の使途のうち年金、医療、介護に係るものについては、99年度以降、国分の消費税込は高齢者3経費に充当されてきた経緯等を踏まえるものとしてとされている。
	◆消費税込（地方（税率引上げ分））は、上記の社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。	
課税の適正化	◆事業者免税点制度について、資本金1,000万円未満の新設法人であっても、その新設法人が5億円超の課税売上高を有する事業者が直接又は間接に支配する法人（親族、関連会社等を含めた資本の持分比率が50%超の会社）として設立された場合は、設立当初2年間は課税事業者にする等の措置を講じる。2014年4月1日以後新設する法人に対して適用される。	
経過措置	◆2013年10月1日前に締結した工事の請負契約等に基づき、2014年4月1日以後にこの契約に基づく課税資産の譲渡等（すなわち課税取引）が行われる場合には、その消費税率は、5%の旧税率が適用される。 ◆2013年10月1日から2015年4月1日の前日までの間に締結した工事の請負契約等に基づく場合は、8%の税率が適用される。	
中間申告	◆直前の課税期間（前々事業年度）の1年分の確定消費税額が48万円以下であることにより中間申告義務のない事業者が、中間申告書を出す旨の届出書を提出した場合は、中間申告書を提出できる制度を導入する。	
低所得者へ配慮	◆社会保障・税共通番号（マイナンバー）制度の本格稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理と併せ	◆社会保障・税共通番号（マイナンバー）制度の本格稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医

	<p>て、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるもの）や給付付き税額控除等、<u>再分配に関する総合的な施策</u>を導入する。</p>	<p>療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるもの）や給付付き税額控除等の施策の導入について、<u>所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め、様々な角度から総合的に検討する。</u></p>
	<p>◆税率は、単一税率を想定している。</p>	<p>◆<u>複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。</u></p>
	<p>◆消費税率が 8%となる時期から上述した総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施する。</p>	<p>◆消費税率が 8%となる時期から<u>上述の検討結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施する。</u></p>
<p>免税点・簡易課税</p>	<p>◆今回の改正では、事業者免税点制度や簡易課税制度は改正されていない。</p> <p>◆ただし、簡易課税制度のみなし仕入率について、実態調査を更に実施し、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行うこととされている。</p>	
<p>円滑で適正な転嫁のための措置</p>	<p>事業者の実態を十分に把握し、次に定める取り組みを含め、より徹底した対策を講ずる。</p> <p>◆事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為について指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。</p> <p>◆中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。</p> <p>◆取引上の優越的な地位を利用して、下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。</p> <p>◆競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑制するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと</p> <p>◆適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること</p> <p>◆<u>独占禁止法、下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること</u></p>	

表示	◆価格表示と消費税の関係（外税、内税等）については、引き続き、様々な角度から検討する。	
医療	<p>◆社会保険診療報酬は、非課税であるため、医療機関の仕入れに係る消費税のうちこれに対応する消費税額が控除できないことが問題点として指摘されている。</p> <p>◆医療機関の高額の投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討する。</p> <p>◆これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税は、診療報酬等の医療保険制度において手当をする。</p> <p>◆医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省に定期的に検査する場を設ける。</p> <p>◆それとともに、医療に係る消費税の在り方については、引き続き検討する。</p>	<p>「3 党合意」では下記を決定している。</p> <p>◆左記の方針に沿って見直しを行う。</p> <p>◆消費税率の 8%への引上げ時まで医療機関の高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討する。</p>
住宅	◆住宅の取得については、金額が大きく、消費税率引上げ前の駆け込み需要とその反動等の影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化・緩和する観点から、必要な措置について財源も含め総合的に検討する。	<p>◆左に同じ。</p> <p>◆「3 党合意」では、消費税率 8%への引上げ時及び 10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施するとしている。</p>
消費税率引上げにあたっての措置	①消費税率の引上げにあたっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、デフレからの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度までの平均の経済成長率が名目で 3%程度、実質で 2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。	<p>① 左に同じ。</p> <p>◆「3 党合意」では、上記の経済成長率は、政策努力の目標を示すものであることを確認している。</p> <p>②税制の抜本的な改革の実施により、財政</p>

		<p>による機動的対応が可能となる中で、我が国の経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、<u>成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。</u></p>
	<p>②消費税法等改正法の公布後、消費税率の引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率を8%、10%に引き上げる前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、①の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。</p>	<p>③消費税法改正法左記の「①の措置を踏まえつつ」を「①及び②の措置を踏まえつつ」に修正。</p> <p>◆「3 党合意」では、消費税率の引上げの実施は、その時の政権が判断することを確認している。</p>
		<p>消費税法改正法と同日に成立した社会保障制度改革推進法により、消費税率の引上げにあたっては、社会保障と税の一体改革を行うため、<u>社会保障制度改革国民会議の決議を経て社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進することが定められた。</u></p>

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 所得課税の改正内容（修正前・修正後比較）

		修正前	修正後（可決・成立）
(1)	税率構造	<p>◆所得税の最高税率を現行の40%から45%に引き上げる（課税所得5,000万円超の部分）。個人住民税の10%を合わせると、最高税率は現行の50%から55%に引き上げられる。</p>	<p>◆左記の規定は削除する。</p> <p>◆<u>最高税率の引上げなど累進性の強化に係る具体的な措置について検討し、その結果に基づき2012年度中に必要な法制上の措置を講じる（即ち2013年度税制改正で対応）。</u></p>

		◆この改正は 2015 年分の所得税から適用する。	◆「3 党合意」では、上記の措置の具体化にあたっては、左記の案及び協議の過程における公明党の提案を踏まえつつ検討を進めることとしている。ちなみに、公明党の提案は下記のとおりである。 ・課税所得 3,000 万円超の部分について所得税率を 40%から 45%に引き上げる。（個人住民税を合わせると 55%） ・課税所得 5,000 万円超の部分について所得税率を 40%から 50%に引き上げる。（個人住民税を合わせると 60%）
(2)	金融所得課税	◆2014 年 1 月から所得税・個人住民税を併せて 20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、2012 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する（即ち 2013 年度税制改正で検討）。	
(3)	諸控除	①扶養控除 ◆真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象になっているかどうかとの観点及び課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論を踏まえつつ、検討する。 ◆成年扶養控除については、関連する社会保障制度の内容を踏まえつつ、検討する。	①扶養控除 ◆ <u>左記の規定を削除する。</u> ◆「3 党合意」では、成年扶養控除を含む扶養控除の在り方については、引き続き各党で検討を進めるものとしている。
		②配偶者控除 ◆当該控除を巡る様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。	②配偶者控除 ◆ <u>左記の規定を削除する。</u> ◆「3 党合意」では、配偶者控除の在り方については、引き続き各党で検討を進めるものとしている。
		③給与所得控除 ◆給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、そのあり方について検討する。	

(4)	高齢者・年金	◆年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担の在り方など、今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。
(5)	個人住民税	<p>◆地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格を踏まえ、下記の基本的方向性により検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率構造については、比例税率の構造を維持することを基本とする。 ・所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内であることや政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除等の見直しや低所得者への影響に留意する。 ・個人所得税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方*については、番号制度導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。 <p>*現行の個人住民税の所得割は前年所得に課税している。民主党政権下の政府の2010年度税制改正大綱などでは、これについて現年課税化の検討が掲げられている。</p>

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

※以下の図表4、図表5-①、図表5-②は消費税法改正法では削除された内容を、参考までに掲載した図表である。詳細は、レポート本文を参照。

図表4 相続税率 新旧比較

改正案			現行		
各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額	各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%		1,000万円以下	10%	
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円			
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円	3億円超	50%	4,700万円
6億円超	55%	7,200万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5-① 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた贈与財産の贈与税率新旧比較表
(子・孫の場合)

改正案			現行		
受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額	受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
			200万円超 300万円以下	15%	10万円
200万円超 400万円以下	15%	10万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	1,000万円超	50%	225万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円			
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円			
4,500万円超	55%	640万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5-② 図表 5-①以外の贈与財産の贈与税率の新旧比較表 (一般)

改正案			現行		
受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額	受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	1,000万円超	50%	225万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円			
3,000万円超	55%	400万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【2日】

社会保障・税一体改革による家計への影響試算<改訂版> ～2011年と比較した2016年の実質可処分所得を試算～

本レポートでは、消費税率引上げを含む社会保障と税の一体改革、および2012年度税制改正や復興増税などの税・社会保障の改正内容について、消費税率引上げ後の2016年と2011年時点とを比較して、家計収支にどのような影響を与えるのか総合的な試算を行う。

世帯類型の設定としては、「40歳以上片働き4人世帯」、「40歳以上共働き4人世帯」、「40歳未満単身世帯」、「75歳以上夫婦世帯」、「75歳以上単身女性世帯」の5類型を想定した。

今回分析を行ったいずれの世帯においても、2011年と比べると2016年の実質可処分所得は5.10%以上減少し、その最大の要因は消費税率の引上げ（物価上昇による実質ベースの減少）である。次に実質可処分所得を減少させる要因としては、現役世帯では、子ども手当（児童手当）の減少と所得制限、厚生年金保険料の増加、住民税の年少扶養控除廃止などが挙げられる。高齢世帯では、物価スライド特例水準の減少（年金減額）と介護保険料の増加が挙げられる。

夫婦2人で生活しているときの夫婦合計の年金額よりも、夫の死亡後に妻に支給される年金額は少なくなる。にもかかわらず、「低年金者への福祉的な給付措置」は個人単位で見た支給額が老齢基礎年金の満額を超えているか否かで判定する。このため、夫婦2人で生活していたときは「低年金者への福祉的な給付措置」があったが、夫の死亡後は「低年金者への福祉的な給付措置」がなくなるケースも多いものと考えられる。

※本レポートは、2012年6月22日発表の拙稿「社会保障・税一体改革による家計への影響試算」を改訂したものである。主に図表4を改訂している。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12080201tax.html>

【6日】

いまさら人には聞けない公開買付け（TOB）のQ&A

本稿では、公開買付け（TOB）規制に関する基本的な事項をQ&A形式で紹介する。

具体的な項目としては、義務的公開買付けの趣旨、株券等所有割合、全部買付（勧誘）義務、公開買付けの主な規制、自己株式取得を公開買付けで行わなければならない場合などを取り上げた。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12080601securities.html>

【9日】

法律・制度 Monthly Review 2012.7 ～法律・制度の新しい動き～

2012年7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

7月は、公正取引委員会が東証と大証の経営統合を承認したこと（5日）、参議院において社会保障・税一体改革法案の審議が行われていること（6日以後）などが話題になった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12080901law-others.html>

【22日】

会社法制見直しの要綱案

2012年8月1日、法務省の法制審議会会社法制部会は、会社法改正に向けた「会社法制の見直しに関する要綱案」をとりまとめた。

今回の見直しのポイントは、「企業統治の在り方」と「親子会社に関する規律」についてである。具体的には「企業統治の在り方」としては「社外取締役等の要件の見直し」などが、「親子会社に関する規律」としては「多重代表訴訟」などが提言されている。

そのほかにも、公開買付規制に違反した買付者に対して他の株主がその議決権行使の差止めを請求できる制度の創設、支配株主の異動を伴う第三者割当について一定割合の株主が反対すれば株主総会決議を義務付けることなども盛り込まれている。

なお、注目された「社外取締役の選任の義務付け」については、今回、法制化は見送られたものの、附帯決議により取引所規則を通じた規律付けを求めている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/commercial/12082201commercial.html>

消費税法改正法の内容

～消費税率は引上げ、所得課税や相続税・贈与税見直しは先送り～

2012年8月10日、民主党、自民党、公明党の3党合意に基づいて修正された消費税法改正法が、通常国会にて可決・成立し、22日に公布された。

同法では、一定の条件付で、消費税率について、2014年4月から8%、2015年10月から10%に引き上げることとしている。引上げの最終判断はその時の政権が経済状況等に基づいて行う。

当初の法案に盛り込まれていた所得税の最高税率引上げ、相続税・贈与税の見直し（課税最低限・税率等）は削除され、2013年度税制改正で対応することとされている。

それに伴い、改正法の名称も「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（略称は消費税法等改正法）から、「等」が除かれ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（略称は消費税法改正法）に改められた。

金融所得課税については、上場株式等の10%税率が2014年から20%に引き上げられることを前提に、公社債等を金融所得課税一体化の対象とすることについて、2013年度税制改正で検討することとしている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12082201tax.html>

【24日】

年金制度の改正法の解説と意見

～受給資格期間の短縮、厚生年金と共済年金の一元化など～

2012年8月10日、社会保障・税一体改革関連法が国会にて可決・成立し、8月22日に公布された。社会保障分野においては、特に年金制度が大きく改正される。本稿では、年金制度の改正法により年金制度がどう変わるかを解説する。

また、社会保障・税一体改革関連法とは切り離され、未だ国会審議中となっている年金制度の改正法案、および当初法案には記載されていたが国会審議や3党の修正協議の過程で削除された事項についても解説し、制度設計上の意見を述べる。

受給資格期間の短縮により新たに年金受給権が発生する者には、現在の生活保護受給者がある程度含まれるものと考えられる。厚生年金と共済年金は、制度上は統合されても財源は完全には統合されない。父子家庭への遺族基礎年金の支給は評価できるが、遺族厚生年金についても男女差をなくすべきである。短時間労働者への厚生年金の加入拡大により新たに厚生年金に加入する者は、短時間労働者のうち1割未満である。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12082401tax.html>

IASB・FASBの金融商品会計検討の現状（1） ～金融商品の評価方法について合意～

IASB（国際会計基準審議会）と米国のFASB（財務会計基準審議会）は、共同で金融商品会計基準の見直しに取り組んできた。

しかし、金融商品の評価の基準については、IASBが設定したIFRS（国際財務報告基準）9号の「金融商品-分類と測定-」とFASBが検討中の内容との間ではかい離がみられていた。

その後、IASBは、2011年11月15日の理事会で、FASBの案との調整などを念頭に、IFRS9号について、限定的な修正を検討する旨を決定した。

IASBとFASBの両審議会は、金融商品の評価方法に関する共同の審議をほぼ終えており、2012年第4四半期に公開草案を公表する予定である。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/12082401accounting.html>

IASB・FASBの金融商品会計検討の現状（2） ～金融資産の減損、FASBが代替案検討へ～

IASB（国際会計基準審議会）と米国のFASB（財務会計基準審議会）は、共同で金融商品会計基準の見直しに取り組んできた。

金融資産の減損については、2009年11月にIASBが公開草案を公表したが、その後、IASBとFASBが共同で検討する中で、紆余曲折があり、現在は、3バケットアプローチという方法を検討している。

3バケットアプローチでは、当初は通常の金融資産としてバケット1に分類し、信用の質の悪化が生じた場合に、グループ単位で評価するバケット2、個別の金融資産ごとに評価するバケット3に分類し直す。バケット1では、今後12ヵ月に生じる損失事象に基づく将来の損失、バケット2、バケット3では全予想損失を計上する。

IASBとFASBは上記のアプローチを採用する方向で検討してきた。現在公表されている予定では、IASBとFASBは2012年第4Q（四半期）に新しい案を公表する予定である。しかし、2012年8月1日に、FASBは、バケット1とバケット2・3とを区分せず、全ての信用リスクを反映して減損処理をする代替案の検討をスタッフに指示した。FASBはその進捗状況を今秋の早い時期にIASBと共有することをコミットしている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/12082402accounting.html>

【27日】

バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化 ～ダブル・ギアリングの控除、2013年3月末より前の発行商品については コンティンジェント・キャピタル条項の有無を考慮せず～

2012年6月6日、金融庁は、バーゼル規制に関して、国際統一基準行を対象として、「バーゼルⅢに関するQ&A」を公表している。

「Q&A」では、主に、（1）自己資本の基礎項目、（2）自己資本の調整項目、（3）自己資本の基礎項目に係る経過措置、（4）リスク捕捉の強化に関連する項目が明確化されている。

（1）では、配当優先株式をその他Tier1資本に算入することの可否や、LIBOR等の指標を参照して配当や利息の額を算定することの可否が明らかにされている。

（2）では、ダブル・ギアリングの対象が明らかにされている。すなわち、対象となる金融機関に、銀行業、協同組織金融業、貸金業やクレジットカード業等の非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、信託業や金融代理業等の補助的金融業、保険業、総合リース業を主たる事業として営む者が該当することが示されている。また、ダブル・ギアリングに該当する資本調達手段を控除するにあたって、それがいずれの資本調達手段に該当するかを判断する際には、バーゼルⅢが適用される2013年3月31日より前に銀行が発行した商品についてはコンティンジェント・キャピタル条項の有無を考慮する必要はないとしている。

(3) では、その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法が明らかにされている。

(4) では、内部格付手法採用行のこれに対するエクスポージャーの相関係数が 1.25 倍に引き上げられている「大規模規制金融機関等」の範囲が明確化されている。

「Q&A」は、2013 年 3 月 31 日から適用される。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12082701securities.html>

◇8月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
NHK「ニュースウオッチ 9」 (8月10日放送)	社会保障・税一体改革の 家計への影響等についてコメント	是枝 俊悟
テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」(8月10日放送)		
テレビ東京「NEWS アンサー」 (8月24日放送)		
東京新聞 (8月24日付朝刊3面)	証券取引所の再編についてコメント	横山 淳
中日新聞 (8月24日付朝刊3面)		
毎日新聞 (8月25日付朝刊6面)		
時事通信社 401k Web (8月24日付)	「消費税法改正法の内容」の紹介	吉井 一洋
ニッキン (8月31日付3面)	金融機関に対する集合訴訟についてコメント	横山 淳
Financial Adviser (9月号)	FP のための会計・税務 ZOOM UP! Vol.18 「社会保障・税一体改革の家計への影響」	是枝 俊悟
時事通信社 401k Web (8月28日付)	「年金制度の改正法の解説と意見」の紹介	是枝 俊悟

<p>【社会保障・税一体改革による家計への影響について、試算等の提供を行ったメディア】</p> <p>◆テレビ テレビ朝日「モーニングバード！」(8月13日放送)</p> <p>◆新聞 朝日新聞(8月3日付朝刊7面、8月11日付朝刊3・9面、8月29日付朝刊7面) 読売新聞(8月11日付朝刊2面) 毎日新聞(8月11日付朝刊3面) 産経新聞(8月11日付朝刊2面) フジサンケイビジネスアイ(8月11日付2面) 東京新聞(8月11日付朝刊2面) 北海道新聞(8月11日付朝刊2・33面) 静岡新聞(8月11日付朝刊8面、8月21日付夕刊8面)等共同通信配信記事 日経ヴェリタス(8月12日付19面、8月19日付55面)</p> <p>◆その他 時事通信社 401k Web(8月10日付配信記事) 「サンデー毎日」(9月2日号)</p>	<p>是枝 俊悟</p>
---	--------------

◇8月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
8月20日	「社債市場活性化懇談会 部会」報告公表 ―期待されるレポーティング・コベナンツの活用― http://www.dir.co.jp/publicity/column/120820.html	吉井 一洋